

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方公共団体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応など、果たす役割が拡大している。

一方、地方公務員を初めとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要がある。

こうした中、地方公共団体が安定した財政運営を続けていくためには、地方財政計画において地方の財政需要を的確に見積もり、実態に見合った一般財源総額を確保することが不可欠である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映することにより、地方公共団体の標準的な行政サービスの提供に必要となる総額を確保し、地方交付税の財源保障機能・財源調整機能を適切に発揮するため、客観的・合理的な基準によって地方交付税を配分すること。
- 2 臨時財政対策債は速やかに廃止するとともに、これまでに発行された臨時財政対策債の償還財源は国の責任において確実に確保すること。
- 3 各種税制の見直しを検討する際には、代替財源の確保など、地方公共団体の財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。
- 4 地方公共団体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 7 月 4 日

名 古 屋 市 会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		